

高千穂町公の施設及び高千穂町教育関係の公の施設指定管理者募集要項

令和7年3月末での指定管理期間満了に伴い、下記の高千穂町公の施設及び高千穂町教育関係の公の施設（以下「公の施設等」という。）の管理に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集します。

1 指定管理を行わせる公の施設等の名称及び所在地（別紙位置図参照）

名称	所在地
高千穂町総合公園	高千穂町大字三田井1498番地
高千穂町自然休養村管理センター	高千穂町大字三田井1498番地
高千穂町武道館	高千穂町大字三田井1339-1番地
高千穂町中央体育館	高千穂町大字三田井723-1番地
高千穂町中央公民館(管内清掃のみ)	高千穂町大字三田井723-1番地
高千穂町林業者等健康増進用建物	高千穂町大字押方1291-1番地
高千穂町折原グラウンド	高千穂町大字下野2468番地5ほか

2 指定管理者に行わせる業務の範囲

「高千穂町公の施設及び高千穂町教育関係の公の施設指定管理者による体育等施設管理業務仕様書」参照

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定管理者に必要な資格

指定管理者に応募しようとするものは、次のいずれにも該当すること。

- ① 町内に事務所を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- ② 町に指名入札願いを提出し登録されている法人等。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない法人等であること。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がない法人等であること。

- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定に基づく更正又は再生手続をしていない法人等であること。
- ⑥ 高千穂町及び宮崎県が行う建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止、指名回避等の措置を受けていない法人等であること。
- ⑦ 町税を滞納していない法人等であること。
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）又は構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にない法人等であること。

5 申請に必要な書類及びその様式

指定管理者として指定を受けようとする団体は、指定申請書に次に掲げる書類を添付して、一部提出すること。

- (1) 指定申請書
- (2) 高千穂町指定管理に関する事業計画書
- (3) 指定管理に関する業務の収支予算書（令和 8 ～ 12 年度・5 ヶ年度分 消費税込）
- (4) 自主事業予算書（令和 8 年度）
- (5) 添付書類
 - ・ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類
 - ・ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本、告示事項証明書
 - ・ 法人でない団体にあっては、当該団体の役員名簿

※ 「指定申請書」、「指定管理に関する事業計画書」、「管理に関する業務の収支予算書」は、高千穂町指定の様式となっています。これらの用紙及び「高千穂町指定管理者による体育等施設管理業務仕様書」は、令和 7 年 6 月 23 日（月）から高千穂町教育委員会で配布します（高千穂町ホームページからダウンロードすることもできます）。

6 選定の方法、選定の基準

申請受付期間終了後、申請者によるプレゼンテーションを実施し、申請者へのヒアリング等を経て、高千穂町指定管理者選定委員による評価採点を行い、候補者を決定する。その後、議会の議決により指定管理者を指定する。選定の基準については、別途、評価採点項目を通知する。

7 指定申請書の申請期限及び提出場所

- (1) 申請期限 令和 7 年 7 月 31 日（木）17 時までに次の担当係に持参して下さい。
- (2) 提出先 高千穂町教育委員会 社会体育係

8 その他

(1) 現地説明について

申請予定者に対して令和7年6月23日（月）以降、随時開催します。日時は申請予定者と調整し決定します。

集合場所：高千穂町武道館前

(2) 担当課

- ① 郵便番号 882-1192
- ② 住 所 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地
- ③ 担 当 課 高千穂町教育委員会 教育総務課
- ④ 電 話 0982-73-1205
- ⑤ F A X 0982-73-1224
- ⑥ メールアドレス syakai@town-takachiho.jp